

東京高裁総第2671号

令和6年8月21日

山中理司様

東京高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和5年10月17日付け（同月20日受付、東京高裁総第3776号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別紙の①記載の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)1332(ダイヤルイン)

司法行政文書開示請求書

令和5年10月17日

東京高等裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

- ① 東京高裁管内の地家裁の事務視察基礎資料、管内状況報告書その他これに類する文書(高裁長官が使用するもの。最新版)
- ② 東京高裁民事部が令和6年度から令和12年度頃までアスベスト対策で大手町合同庁舎に仮移転する予定であることが分かる文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

